

「農地法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報
の募集について」の結果について

令和 3 年 4 月 2 日
農林水産省経営局農地政策課

農地法施行規則の一部を改正する省令案について、令和 3 年 2 月 6 日 12 時から 3 月 8 日 12 時までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載等により、広く国民の皆様から意見募集を行ったところ、30 名の方から 30 件の御意見が寄せられました。（なお、当該省令案と関係のない御意見が 1 件寄せられました。）。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりお知らせいたします。

なお、この意見募集に係る省令案は、「農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 16 号）」として、3 月 31 日に公布されましたのでお知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

農林水産省経営局農地政策課
（直通：03-6744-2150、内線：5164）
後藤 武尊 takeru_goto790@maff.go.jp
矢作 亮 ryo_yahagi130@maff.go.jp

パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する考え方

1 募集期間及び提出意見数

募集期間：令和３年２月６日１２時～３月８日１２時

提出意見数：30 件

2 寄せられた御意見とそれに対する考え方

	御意見の概要	考え方
1	1 再エネ関係：農地所有適格法人の関連事業について 【農地法施行規則第２条関係】 従来、営農型太陽光発電やバイオマス発電等による売電収入が、「農業に関連する事業として行うことができる事業」と明確には位置付けられていないために、比較的大規模に農業を展開している農地所有適格法人が営農型太陽光発電を導入することへの阻害要因になっていたことから、本省令改正を大いに支持する。これにより、営農型太陽光発電、バイオマス発電、バイオマス熱供給事業等、具体的な施策の推進により中山間地域の活性化が進展し、加えて農業経営分野において循環型社会の取り組みが加速されることを期待する。 今後とも社会情勢等を十分考慮いただき、本件のような時代に即した改正を適宜お願いしたい。 2 分権関係：国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の下限面積要件について 【農地法施行規則第９１条・第９５条関係】 国有農地の売払い又は貸付けを行う場合に、当該国有農地の権利を取得しようとする際、下限面積要件については適用しないこととする本省令案については、農地の有効利用等を図る観点から支持する。尚、本件改正に対しては的確な周知をはかり、国有農地の権利取得を希望する者に係る事務手続が滞りなく履行されるよう希望する。	○ いただいた御意見は、今後、農地政策を進める上で参考にさせていただきます。

2	1. 農地所有適格法人の関連事業について（施行規則第二条関係）農地所有適格法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業に、営農型太陽光発電事業等を追加する場合、農業と関連事業の売上高の基準を明確に示されたい。現行制度では事業要件において「農業＞それ以外」となっているが、農業に関連事業が含まれている。関連事業は農業に関連する事業であり、売上高は「農業＞関連事業」であるべきではないか。そういった基準も明確にすべきではないか。ある地域においては、営農型太陽光発電施設が設置されているが、下部の営農が思わしくない状況。今回の省令のままであれば関連事業の売上高が農業より大きくても許容されてしまう懸念がある。そうした好ましくないものは排除すべきではないか。 2. 利用意向調査の対象とならない農地について（施行規則第七十七条関係）農地中間管理機構は農地を耕作する受け手がないと借受けできない仕組み。同機構が借受けできない農地の多くは不整形、用廃水路がない、日陰等、耕作条件が悪い農地がほとんどである。こういった農地は地域として「今後どうするか」という議論が必要であり、農業委員会が所有者への利用意向調査をすれば遊休農地の解消につながるものでない。省令改正通りであれば農業委員会の負担が増えるだけで、遊休農地の解消が進むものではない。将来、農地として利用できない、基盤整備をする動きもない、地域としても農業上の利用が見込めない、といった判断がされる場合は利用意向調査の対象から除外すべきではないか。	（1 関連） ○ 現行農地法でも、農地所有適格法人の売上高の過半は、当該法人が行う農業と関連事業による売上高が占めることとされておりますが、関連事業による売上高が農業を超えてはならないという規定にはなっていません。 ○ 農地所有適格法人が当該農地にて営農することを前提としておりますので、営農型太陽光発電設備の運用が適切に図られるよう対応いたします。 （2 関連） ○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ないと農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。
3	1 省エネ関係：農地所有適格法人の関連事業について（施行規則第2条関係） 例示のある太陽光発電事業、バイオマス熱供給事業を農地所有適格法人の関連事業に追加することに異論はない。 但し、太陽光発電及びバイオマス算出植物の栽培は、隣接農地で行われている営農に悪影響を及ぼすことから、事業導入にあたっては、隣接農地の営農関係者との事業導入に関する調整を行うこと及び損害発生に対する罰則・補償規定を設けること、また、事業終了後に農地に変換する際には、発電施設構造物や残存するバイオマス植物株の収去を義務化する措置が必要となる。 2 利用意向調査の対象とならない農地について（施行規則第77条関係） 「農業上の利用の増進を図ることが出来ないと農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除することには反対である。 理由は、農地所有者が農地中間管理機構への貸付希望があった場合に、その農地が機構の受け入れ基準に合致しないと機構が通知した農地は利用意向調査の対象から外れるものとして手続きが進められていくが、今回の省令の改正によって当該農地に対して、毎年、利用意向調査が必要になる可能性があり、利用意向調査対象を広げても、事務量の増大に比べ、政策効果は低いと考えられる。	（1 関係） ○ いただいた御意見は、今後の農地政策を進める上で参考にさせていただきます。 （2 関係） ○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ないと農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。

4	1. 再エネ関係：農地所有適格法人の関連事業について（施行規則第2条関係） 営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業等を農地所有適格法人の関連事業として追加することは、農業経営の改善・発展に寄与するものとする。 しかし、一方で、営農型太陽光発電設備については、下部農地での営農状況が著しく劣っていたり、周辺農地の効率的利用への支障が生じている事案が散見されるなど地域農業の振興にあたっての問題も指摘されており、施行規則第2条関係の改正に際し、以下の事項について十分に考慮した対応が求められる。 （1）営農型太陽光発電による電力の販売については、「法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである」とする関連事業の趣旨を踏まえ、自己の農業生産に使用する電力に加え、電気事業者等への販売を行う場合とすること。また、その際のわかりやすい基準を示すこと。 （2）支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備一般について、下部の農地での営農が行われない場合や発電事業を廃止する場合に、支柱を含む発電設備の撤去等による農地利用の原状回復のための担保措置（撤去費用の積み立て等）を義務付けること。 （3）営農型太陽光発電設備について、農地法にもとづく一時転用許可が必要であり、年1回の報告が義務付けられていること、下部農地における営農の適切な継続が確実であることや周辺農地の効率的利用等に支障がないこと等の許可条件について改めて周知徹底を図ること。 （4）遊休農地解消の観点に立って、農地所有適格法人による営農型太陽光発電事業の適正な推進に向けた施策を講じること。 2. 分権関係：国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の下限面積要件について（施行規則第91・95条関係） 施行規則の改正に関して、以下の事項について考慮した対応が求められる。 （1）国有農地を買受け又は借受けをする者に対して、当該農地について農地法第3条第2項により「全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行う」必要がある旨を明確にして周知を図ること。 （2）国有農地を農業用に売払う際には、財務局等の諸官庁と農林水産省が連携して、下限面積要件を除いて農地法第3条許可を得られる者であることを証する書面（農地等の買受適格証明）の提出が必要である旨を明確にし、売払い後に農地法上の無用な混乱が生じないようにすること。 3. その他： 利用意向調査の対象とならない農地について（施行規則第77条関係） 施行規則の改正に関して、以下の事項について考慮した対応が求められる。 （1）利用意向調査の対象とならない農地の規定から削除する「農業上の利用の増進を図ることができないと農地中間管理機構が判断したもの」について、「従前の利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思表示がなさ	1. ○ 発電した電力を自己の営農に使用するかどうかは営農類型について事情が異なることから要件とはしておりません。 ○ その他、いただいた御意見は、今後、農地政策を進める上で参考にさせていただきます。 2. ○ いただいた御意見は、今後、農地政策を進める上で参考にさせていただきます。 3. ○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。 ○ なお、令和3年度予算にて農地中間管理機構事業（農地集積奨励金）を見直し、新規就農者向けの農地等を中間保有しても補助率が下がらないよう措置を講じております。
---	---	--

	れている」場合には次年度以降の利用意向調査の対象から除外するよう措置すること。 (2) 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付けの意思を表明した農地は、原則として農地中間管理機構が借り受けることとし、転貸までの間の保全管理の経費を含めた必要な措置を講じること。 (3) 今回の改正は遊休農地の課税強化の措置とは関係しない旨の周知を図ること。	
5	農地所有適格法人の関連事業として認める発電事業については、その事業によって得られた電力が、当該適格法人の営む農業に利用されている場合に限定適用すべきである。	○ 今般の改正では、適格法人が実施する発電事業について適格法人の行う農業と一体性を担保するため、 ① バイオマス発電事業は、適格法人の行う農業で得られた農畜産物当を原料とし、 ② 太陽光発電は、適格法人が利用する農地の上に太陽光パネルを設置し、パネルの下では従前のとおり営農を継続すること を要件とする予定です。 ○ 発電した電気の用途については、制限を行うことは現実的に困難であること、作物によっては営農に電力を要する場面が限定的であることから原案のままとさせていただきます。
6	売電を含める場合にも、一定程度の発電量で規制をかけるべき。売電その他の収益が中心となれば、他の発電事業と同様であり、将来的にギガソーラーのような設備を含めて農業と呼称することは明らかに法の予定するところではない。	○ 今般の改正では、適格法人が行う農業と一体的行うことが予定される発電事業について限定的に「関連事業」として認めることとしております。 ○ 御指摘の「ギガソーラー」が指すものは承知しておりませんが、適格法人が行う農業と関係しない発電設備は関連事業の対象とは想定しておりません。

7	太陽光発電パネルは 10 年で再生不能な産業廃棄物になりますし、そこから発生する電磁波が農作物に悪影響を及ぼす可能性も高いので、この法案の施行は大規模な環境破壊及び健康被害の増大に繋がりがねないため、断固反対いたします。	○ いただいた御意見は、今後、農地政策を推進する上で参考にさせていただきます。
8	「農地に支柱を立てて、営農を継続しながらその上部空間で行う太陽光発電事業」とはどういったものなのか。農地をつぶして太陽光発電をできるってことなのでしょう。	○ 今般の改正で適格法人の関連事業として認める太陽光発電事業は、当該法人が利用する農地の上に太陽光パネルを設置し、パネルの下では従前のとおり営農を継続するものに限定しており、農地の潰廃を伴いません。 ○ 当該事業は、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 31 日付け 24 農振第 2657 号農林水産省農村振興局長通知）において、農地転用許可制度上の取扱いが明確化されて以降、平成 30 年度末までに合計 1,992 件の活用実績があり、既に農業現場で活用されております。 ○ なお、当該事業のイメージは、以下当省HPに掲載されておりますので御参照ください。 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html)
9	営農を継続しながらその上部空間で行う太陽光発電事業において得た所得を農地所有適格法人の農業収入とするとのことですが、この場合におけるソーラーパネルは、農業用施設となるのでしょうか？ 農業用施設とする場合、一時転用ではなく永久転用が可能となるのでしょうか？ また、その場合における設置基準はあるのでしょうか？ 農業用施設としない場合、農業用施設ではない施設から得た所得を農業収入とすることについて整合性は取れているのでしょうか？ また、この場合において農業用施設としない根拠はなんなのでしょうか？	○ 今般の改正で、適格法人の関連事業に追加する太陽光発電においては、ソーラーパネルの設置に当たって、農地に支柱を立てる必要があります。 ○ この支柱は、基礎工事を伴うものではないことから農業用施設とは整理しておりません。
10	農地所有適格法人が、営農型太陽光発電施設を建設する場合は、老朽化した後の懸念を払拭するため、将来の廃棄処理に係る費用を国等に預託するよう義務づけること。 農地に支柱を立てた営農型太陽光発電施設の設置には、農地法に基づく一時転用許可が必要であることや、下部農地での適切な営農の継続が確実であること、周辺農地の効率的利用に支障がないこと等について改めて指導通知等による周知徹底を図ること。	○ いただいた御意見は、今後、農地政策を進める上で参考にさせていただきます。
11	農地所有適格法人の事業要件で営農型太陽光発電施設自体の売買を農業に関連する事業に含めないことなどの制限をもうけること。	○ 今般の改正では、営農型太陽光発電施設事態の売却収入は農地所有適格法人の関連事業に含めておりません。

12	支柱を立てるとはいえ、農地でソーラー発電なんかやったら、太陽の恵みを農産物が得られなくなります。これには反対です。	○ 営農型太陽光発電設備による発電は、当該設備が設置される農地で適格法人が農業を営むことを前提としており、「営農と一次的な関連をもつ」ものとして関連事業として整理しており、適切な運用が図られるよう現場への指導に努めてまいります。
13	「農業上の利用増進が図れない遊休農地」と中間管理機構が一度判断するような農地の場合、農業委員会が毎年意向調査を行っても、地権者の状況等が変わらない限り、農地再生に結び付く割合は少ないと思います。反面、農業委員会事務局への業務負担は確実に増加すると想定されます。労多くして成果少なしの結果になる気がしますが、なぜこのような一部改正をしようとするのかすぐには理解できないので、意見を記載させていただきました。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままさせていただきます。
14	私は農地法を研究テーマとしている学生です。私の祖父母は中山間地域で稲作農家をしていましたが、一昨年から高齢のため、田植えを止めています。昨年、農業委員会から、今後、農地をどうするつもりか確認する手紙が届いたそうで、この件に興味を持ちました。祖父母は、もう年だし、代わりに田植えをしてくれる知り合いもいないし、近くの集落法人の人にもお願いしましたが、断られたので、農地中間管理機構という機関に農地を預けても良いと回答したそうです。でも、道や田の面積が狭く、圃場整備もされていない上、山が迫ってきている田なので、預かれませんかと言われました。祖父母は、もう近くで田を作っている人はいないので、他の人に迷惑はかからないから、ほっとくと言っています。今回の農地法施行規則の改正を検討された「令和2年の地方分権改革に関する提案」の議事録を読みましたが、論点がずれたまま議論が進んでいたため、意見を提出したくなりました。そもそも、農林水産省提出資料が間違っていると思います。p8のフローチャートは、1 利用状況調査→2 遊休農地→3 所有者への利用意向調査 or 4 意向調査対象外→と流れていますが、農地法第32条で利用意向調査の対象となるのは、全ての遊休農地であると書かれています。その上で、32条6項の農林水産省令で定める農地(35条2項ただし書きの「農地中間管理事業規定で定める基準に適合しないと通知があったもの」を含む)は利用意向調査の対象外となると規定されています。つまり、2→3→4の流れになるということです。検討会の中で、委員は、最初から利用意向調査をしない農地が多くあるので、遊休農地が解消しないと述べられていましたが、この意見は、農林水産省が提出した資料が誤っているからであり、正しい議論が行われたとは考えられません。また、改正案は、全ての遊休農地に対して、毎年利用意向調査をするということですが、一度、基準に適合しないと通知があったとしても、翌年も利用意向調査が届いて、農地中間管理機構に預けても良いと回答したところで、やっぱり基準に適合しないと通知が来るだけではないでしょうか。農林水産省の局長さんが言われる遊休農地の解消には、全然つながらないと思います。祖父母の田を作る人が出てくるとは思えません。税金を使って検討するのですから、正しい議論ができるようにして欲しいし、効果の出る改正を行ってください。ちなみに、フローチャートの3以降の流れも間違っているので、(公社)農地保有合理化協会が作成した「農	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままさせていただきます。

	地中間管理機構における遊休農地対策マニュアル（未定稿）」p3を参考にしては いかがでしょうか。	
15	まず最初に「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」について、内容を確認したが再生可能エネルギーの利害関係者の一方的な議論になっていないか非常に危惧している。営農型発電事業の会社を経営している農家は参加しているのに、なぜ一般の農業に従事している者を参加させないのか。また、営農型発電に反対する者を招き討論しないのか、やりかたとして一方的ではないだろうか。 さて、改正案の趣旨1について、個人が行う営農型太陽光発電施設について私 が知っている実情としては太陽光パネルの設置が主で、農業は後回しにしている ことが多く見受けられる。実例としては、収穫まで5年以上時間の掛かる果樹を 植えて放置等を聞いたことがある。また、営農型発電により転用し柿の木を苗を 植え、枯らした植えたりなどを繰り返せば事実上太陽光発電施設であり、こう いったものの税額が農地同様の額となるのはまじめにやっている農家には大変 迷惑な話であり、これを法人が行うこととなれば、今後よりいっそう個人の零細 農家との公平性は失われる。そして、なによりもこれは、より一層の農地への投 機を招くものである。現に個人の営農型太陽光発電の業者のホームページでは利 回りのいい投資として紹介され、農地法の原点である「農地を投機的取引の対象 とならないように保護する」という趣旨に激しく矛盾して甚だ遺憾であり、言語 道断なのではないか。以上のことからこれについて反対である。そして、現状の 個人の営農型太陽光発電の見直しも求める。ただ、法人・個人ともに農業用施設 への設置については、農業用施設で使用する分の太陽光発電やバイオマス発電は 農業の発展に寄与することについては疑いなく、農家にも十分理解を得られるも のと考えられる。 改正案の趣旨2については、適用されるのは現在耕作している者に限るべきで はないだろうか。家庭菜園などに使われる場合は果たして農業に貢献しているの か疑問に思える。 改正案の趣旨3については、耕作放棄地などが多く想定される中で未相続農地 であったり、所有者が不明なものも多く含まれることとなるだろう。納税者の立	1. ○ 営農型太陽光発電設備による発電は、当該設備が設置される農地で適格法人 が農業を営むことを前提としており、「営農と一次的な関連をもつ」ものとして 関連事業として整理しており、適切な運用が図られるよう現場への指導に努め てまいります。 2. ○ 国有農地は、1筆あたりの面積が小規模なものが大宗を占めており、下限面積 要件を満たすことが出来ず売り払い等が進んでおりません。そうした小規模な 国有農地の売払いを進めていくため、今般の見直しを行うところです。なお、こ うした見直しを行っても、国有農地の取得を希望する者は、引き続き、下限面積 要件を除く農地取得の不許可事由に適合しないことを要件としますので、農地 の適正利用は担保されると考えており、原案通りとさせていただきます。 3. ○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であって も、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考 えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られる ことも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直し を講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。 ○ なお、所有者の所在が不明な農地については、そもそも利用意向調査の対象に は含まれません。

	場としては、そうしたものについて全て調査するのは税金や労力の無駄であるといえる。そもそも、農業をやるつもりであれば遊休農地にならない。農業をやるつもりがないので調査を行っても協力や理解は得られるとは考えにくい。また、そういった調査について専属の職員を大量に雇用しないと業務的に不可能なのではないだろうか。現場を無駄に疲弊させるより実際に地域に影響を及ぼす農家と交渉したりするほうがいい結果に繋がるだろう。こういった提案も問題提起や検討することについては意義があるが、実際の農業情勢の現場も考えずに机上の議論のみで進めようとするのは、将来に大きな歪みを生み有害となりえることも考えてほしい。	
16	【利用意向調査について、当該調査の対象を見直し、「農業上の利用の増進を図ることができないと農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除する】ことについて、反対です。 理由として、遊休農地所有者の多くは機構を利用したい希望を持っていると思われます。その中で、機構が農地として利用できないと判断した農地を毎年の調査対象とするとすると、調査主体である農業委員会の事務量が相当増大することが予想されるためです。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。
17	意向調査の対象にならない農地について、今回の改正を行うことに反対です。農業委員会の事務量の大幅な増大が予想されますが、それに対する成果は微量であり、これを行うことによって現在行っている業務の妨げになる可能性の方が高いと判断できるためです。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。
18	改正案３点目「利用意向調査の対象とならない農地について」について意見です。私はこの改正案に反対します。 誰も耕作してくれる人がいないため、１回は「農地中間管理事業を利用」と回答。その後２年経過すれば、さらに農地は荒廃化します。 その状態でさらに利用意向調査をされても、「農地中間管理事業を利用」としか回答できません。 農地法では雑木が生える程度でなければ非農地とされないものと思っています。容易には非農地にできず、管理する労力もない者にとってはこの改正は負担でしかありません。 法律上、土地所有者として管理義務があることは承知していますが、現実問題として農機具も労力もない者にとっては農地の所有自体が負担となります。 容易に権利放棄ができない中で、必要以上の管理を要求されるのは机上の空論な気がします。 立地条件が悪く借り手がない農地はたくさんあります。そのような農地は、今後農業者人口が減り管理が行き届かない中では農地利用をあきらめるしかない	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。

	思います。	
19	農業委員会の事務量増大が予想されるため、毎年、意向調査をする必要はないと思います。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。
20	・今回の省令案は「農林水産ワーキング・グループ」での意見に基づくものと思われるが、議事録等を見る限り、意見された委員の方々は、農地法施行規則 77 条 1 号に該当する農地について、一度も利用意向調査が実施されず調査の対象とならない農地になっていると思われるのではないかと。・今回の改正が行われたとすると、一度意向調査を実施し農地中間管理機構から基準に適合しない通知のあった農地も毎年意向調査の対象にしなければならなくなる。毎年のように新規で遊休農地が発生している昨今において、意向調査の対象農地が増え続けることは、現時点ですらマンパワー不足で多忙である農業委員会の業務負担が増加することになり、働き方改革に逆行することになる。・そもそも中間管理機構の基準に適合しない農地は、それ相応の理由があり適合しない判断となる。毎年同じ農地に意向調査を行っても、補助事業が入る等の特別な事情がない限り所有者からの回答に変化があるわけではない。したがって仮に今回の改正が行われ、「農林水産ワーキング・グループ」資料中の遊休農地の解消に向けたフローを変えただけでは遊休農地の解消には繋がらない。・また、毎年同様の調査を実施することは、回答にかかる負担の増加や一度回答した調査を何度も回答しなければならないことによって農地の所有者のストレスとなり、現場でのトラブルの原因となりがねない。以上、拙い文章で大変恐縮ですがよろしくお願いします。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。

21	利用意向調査の対象の見直しについて 「農業上の利用の増進を図ることができないと農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除することに反対します。利用状況調査は遊休農地の所有者等に「中間管理事業の利用」を促すことが目的と理解しており、「農地中間管理機構が借り受けないと判断したもの」は対象外とするのが妥当である。 この原案どおりとなれば全遊休農地に調査対象が拡大され、全国の農業委員会で膨大な事務量および経費が発生すると考えられる。 当市は中山間地域であり未整備の農地が大半である。担い手も少なく、受け手がないと機構は借り受けられないため、当調査が貸借の成果となったことはない。すべての貸借が受け手側の「借りたい」からの交渉となる。この調査自体が農業委員会への心証を悪くする原因にもなっている。発出後は終日苦情の対応に追われ、業務の支障となるほか、「今後農業委員会には協力しない」等の意見もあり、委員の現場活動の足かせとなっている。当委員会では極力、問い合わせが減るよう地番のわかる図面を添付するなど努力しているが、これが全遊休農地が対象となつては事務手間と効果が割に合わない。この農地法第 32 条があるために、「成果が見込めない調査を実施しなければならない」というジレンマを抱える事務局が全国の大半と考える。 すぐ受け手が見つかるような優良農地ばかりが遊休農地ではないということを何卒ご理解いただきたい。調査対象を拡大するのではなく、調査対象を農用地区域内のみにする、当市のような中山間地域は農業委員会の判断により実施を決めることができる等、対象を絞り込むほうが効果的と考える。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。
22	省令案 3 について、利用意向調査において、中間管理機構に判断を委ねた農地については、調査対象外にできることから、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が行う農地パトロールにおいて、負担軽減となっている。今般改正される規則の削除に伴い、地域の担い手かつ優良経営者（認定農業者）の過半を占める農業委員、地域の実情に精通している農地利用最適化推進委員に対しての負担が増大する。今回、含まれていないが、利用意向調査と荒廃農地の調査の一体化に伴う農地の利用状況把握の調査事項の綿密化を見据えると、農業委員並びに農地利用最適化推進委員も多く、時間に対応しなければならなくなる。平成 28 年の改正法に伴い、農業委員の定数が削減され、農地利用最適化推進委員も増員を容易にできるものではない。農業経営における所得向上、農地の集約化及び種々の業務に忙殺される農業委員や高齢化により、地域の実情に精通する者が減り農地利用最適化推進委員のなり手が無くなり、農業委員会業務の運営に支障が出る懸念が大である。よって、省令案 3 の削除には賛成しかねる。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。

23	農地の所有者の多くは高齢の方であり、誰かに貸したり、譲りたくてもできずにいる人もいます。また、現在の居住地と相続により継承した農地がかけ離れた場所にあり、貸すこともできず、譲ることもできず、高齢化により自分で管理することも難しい人も多くいると聞いています。農地を貸す意向がありながら、手続きが煩雑であったり、条件が厳しすぎて、利用できなかったりとの現状もあると聞いています。 意向調査の除外対象を減らすよりも、手続きの簡素化や条件の緩和を進めるべきではないでしょうか。 今回の規則改正では、農業委員会の事務負担が大きくなるだけで遊休農地の解消への実効性は薄いと思われますので改正すべきではないと考えます。	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。 ○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。 ○ なお、利用意向調査の手続等に関していただいた御意見は、今後の農地政策を進める上で参考にさせていただきます。
24	農地法施行規則の一部を改正する省令案についてのうち、3 その他 利用意向調査の対象とならない農地について（施行規則七十七条関係）について、意見を提出します。 省令案では、農地法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき農業委員会が毎年実施している遊休農地（そのおそれがある農地を含む。）に係る	○ 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思が表明された場合であっても、受け手が見つからない場合には農地中間管理機構が借り受けないことも考えられますが、その後の受け手の事情の変化により農地の有効利用が図られることも想定されます。

利用意向調査について、当該調査の対象を見直し、「農業上の利用の増進を図ることができないと農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除するとあります。当委員会としては、当該規定を削除すべきではないと考えます。その理由は次のとおりです。まず、この省令案の基となったのは令和2年11月に農林水産省経営局が作成した「農業委員会における農地等の利用の最適化について」であると考えます。この中の3(3)遊休農地の解消の課題に「各農業委員会が公表している解消目標の合計は、遊休農地全体の面積の1割に留まっているが、これは、前年度以前に機構が中間管理権を設定する基準に適合しないとした農地について、利用意向調査が行われていないことが主な要因」、「このため、令和2年7月、単に遊休農地であることを理由に機構が取得基準に適合しないと判断しないことを旨とする通知を发出。本来、利用意向調査は遊休農地のすべてに行うことが適切であり、これに見合った目標を設定する必要」とあります(原文まま)。この記述は、遊休農地の解消目標が遊休農地全体の約1割であることのみを捉えていると考えます。その原因や過去の利用意向調査の結果の検証がなく、単に利用意向調査が行われていないことを原因とするのは短絡的発想と言えます。また、利用意向調査実施の効果検証もなく、適切不適切のみで論じるのは精神論もしくは机上の空論に過ぎず、規制改革の議論になじまないものです。このように、省令案は論理的な根拠が乏しいものと考えます。次に、利用意向調査の実態ですが、当市においても利用状況調査を経て、毎年数百筆の農地の所有者へ利用意向調査を发出しています。同時に利用状況調査の結果を中間管理機構に情報提供しています。遊休農地は年々増加傾向にあり、より多くの農地所有者へ利用意向調査を发出してきたことにより見えてきたことがあります。まず、調査票を受け取った農地所有者の多くが回答に悩むということがあります。農業委員会にも多数の問い合わせがあり、助言として農地中間管理事業の活用を勧めているのが実情です。次に農地が遊休農地になる原因が整理されてきています。この原因はおおよそ次のいずれかもしくは複数が該当すると考えます。 (1) その農地が条件不利地(山中の畑や開墾田、鳥獣被害が著しいなど。丘陵地での農地を多く抱える中国地方では尚更です) (2) その農地が狭小(道路事業による買収に伴う残地含む) (3) 労働力不足(従事者の高齢化、後継者や担い手不足など) (1)(2)に該当すれば、自作はもちろん担い手も借りるメリットがありません。条件が良い農地(平野部で一定以上の面積があるなど)	○ こうした事情の変化を捉えて、農地の有効利用が図られるよう今般の見直しを講じることとしたところであり、原案のままとさせていただきます。
--	---

であれば、自身に労働力があれば耕作できますし、なければ担い手へ貸し出すことになりますが、その労働力も不足しているのが実情です。 農地所有者も単に所有農地をそのままにしているのではなく、その活用を模索していますが、多くの農地について、売買や貸借が出来ないことを知っています。故に利用意向調査の回答に悩むことになるのです。 令和2年7月に農林水産省は、単に遊休農地であること（これには受け手が現状いないことも含みます）を理由に機構が取得基準に適合しないと判断しないことを旨とする通知を発出しましたが、機構の主な役割は、中間管理権を設定し、担い手へ農地を貸し付けることにあります。 しかし、担い手が不足している現状で機構はこの役割を果たすことはできません。令和2年7月の農林水産省の通知は現状の打破にならないのです。 令和2年9月に農林水産省が公表した「新たな食料・農業・農村基本計画について」においても、2015年農林業センサスから半数以上の経営体が後継者不在としています。農業就業者数について、2015年の208万人が新規就農を促進したとしても2030年140万人と68万人が減少する見通しを立てています。新規就農者についても「農業委員会における農地等の利用の最適化について」によると令和元年度が約4千人です、単純計算しても2030年までに4万人程度しか増えないことになります。 このように残念ながら誰が見ても農業就業者は減少します。農業技術の進歩により少人数でも効率的な営農はある程度可能になると考えますが、決定的にマンパワーは不足します。 このような状況において、省令案のとおり農地法施行規則が改正された場合、遊休農地の所有者へは、営農の再開や保全管理がなされない限り、毎年利用意向調査を行うことになります。農地所有者の意向は毎年変化することは考えにくく、毎年の調査に対して理解を得にくいことが予想され、また問題の解決につながりません。これに公的な資金と労力をつぎ込むことは費用対効果がないと考えます。 むしろ、現状を知る者として、利用状況調査を行ったのちの対応を次のとおりの改善を提案します。(1) 荒廃農地については非農地判断の実施(2) 遊休農地については機構への情報提供するとともに担い手への集積が可能な農地（主に条件が良いもの）については農業委員会、地方自治体及び機構が連携してマッチングを実施(3) 農地所有者への利用意向調査は行わない 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域の実情に明るく、地域と濃厚な関係を築いている方が多いため、それぞれの地域の引き続き営農が可能な農地や農業就業者の情報をある程度把握しています。 このことから耕作条件が良く、引き続き営農が可能な農地で遊休農地になっているものを担い手へ集積することを最優先とすべきです。利用意向調査は、利用状況調査の確認・整理、送付先の確認、送付及び回答の集計などに多くの時間を割いていますが、担い手への集積や遊休農地の解消に結び付いていません。 以上、2つの観点から省令案にある当該規定を削除すべきではないと考えます。ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。 最後になりましたが、農林水産省におかれましては、日頃より農業振興への施策の推進や支援をいただいていることに感謝申し上げます。当委員会も引き続き農地利用の最適化の推進に努めてまいります。	
---	--

25	私どもの所管する地域は山梨県富士東部地域にあり、いわゆる「中山間地域」にあたります。 地形的に平坦な農地は少なく、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地も少ない状況です。 農地のほとんどが、山間部に接しており、有害鳥獣（イノシシ、シカ、サル等）の被害が絶えないところであり、かつ営農者の高齢化により、遊休農地が年々増加している状況です。 これまで、利用意向調査を発出し、「農地中間管理事業を利用します」との回答を数多く得たものの、農地中間管理機構の回答は受け入れ不可との返事であり、つまり、有害鳥獣の被害が多く、優良農地で集約可能でない農地ということです。これは、本市を含む山梨県富士東部地域全般に言えることであります。 勤勉な営農者は、作物を作れなくなっても、草刈り等の農地管理を行っています。が、高齢化のため、また、有害鳥獣のため、浸みだし的に遊休農地が増加しております。 農地法第2条の2の「農地について権利を有する者の責務」として、当該農地の適正かつ効率的な使用を確保することは、もっともなことでありますが、今回の一部改正により「農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除し、毎年、意向調査を発出し、農地の現状を把握できたとしても、遊休農地の発生を解消することは出来ないと思われます。 また、各市町村が調査対象地の関係者を把握し、送付することも、所有者が亡くなり、連絡先不明の農地（固定資産税が課税されていない農地であれば、農事管理人の届も不要で、探索不可）も散見され、発送に関する事務量が多く急な改正タイミングで来年度の経費が予算化されておりませんので難しいと思われます。さらに、意向調査の対象者からしますと、毎年毎年、同じ調査を税金でしても、答えは同じで、売りたい、貸したいとしても、結局誰も買ってくれない、借りてくれないとなれば、「税金を使って意味のない調査をなぜするのか？」との苦情等が大変多くなると予測され、窓口や電話での対応が煩雑となります。 したがって、以上の観点から、今回の規定の削除については、強く反対します。	○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ない」と農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。
26	農地法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき農業委員会が毎年実施している遊休農地（そのおそれのある農地を含む。）に係る利用意向調査について、当該調査の対象を見直し、「農業上の利用の増進を図ることができない」と農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除する。 上記について改正が行われた場合、毎年発出する意向調査の件数が年々増加していくことが予想され、農業委員会の業務が増える恐れがある。これまで意向調査対象農地のほとんどが農地中間管理機構の基準に適合しないために受け入れてもらえないうえに、高齢化や後継者不在を遊休農地の原因とするものが多いため、毎年意向調査を発出したとしても回答者からの苦情を招くだけで遊休農地の解消につながるとは考えにくい。	○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ない」と農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。
27	○結論 国が予算をすべて負担して、農地中間管理機構がすべての遊休農地を借り受けなければ、利用意向調査の対象とならない農地についての改正については反対	○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ない」と農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権

します。 ○理由等 規制改革委員会の１１月３０日の農林水産ワーキンググループにおいての青山専門委員の発言が発端となっているようですが、青山専門委員は「農業委員会がやって、耕作放棄地になりそう、あるいは何とか受け手が見つかりそうなときは農業委員会が出るというように２段階の後のほうに中間管理機構は位置されていると思うのです。」の認識のようですが、農地法においては、遊休農地の利用は農地中間管理機構が柱になっているはずです。 さらにいうと、利用意向調査においても、１番目の問いに農地中間管理機構に貸しますかになっています。 農地中間管理機構に貸したいと希望しても、農地中間管理機構が借りないことになる、農業委員会が他の農業者等に斡旋することになるはずですが。 もし、施行規則の今回の改正を行うと、農業者が一度回答しているにも関わらず、また、次年度に利用意向調査を行うことになり、農地中間管理機構に貸したいと希望しても、農地中間管理機構は借り受けず、農業者からの不満はたまることとなります。こういうことを何年も続けると農業者は不信になり、調査を行っても回答すらしてくれなくなります。 また、農業委員会の事務局も自治体職員が兼任しているところが多く、人員もギリギリで、農業委員会の事務も滞りがちです。恐らく、利用意向調査は実施しなくなります。 さらに、農地中間管理機構がどの遊休農地も借り受けないことが、問題の本質であって、農地法自体が、農地中間管理機構が借り受けることが前提になっている作りになっているのが問題の本質です。 もし、本気で集積を行いたいならば、農地中間管理機構がすべての遊休農地借りするようにし、借り受け、遊休農地の再生にかかる予算を全額国が持つべきです。 今回の改正は、農業委員会と農業者への負担増になるだけで、何の役にも立ちません。農業者の農政に対する不信を増大させるだけです。	に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。 ○ いただいた御意見は、今後の農地政策を進める上で参考にさせていただきます。
---	---

28	今回の改正で、意向調査の折に農地中間管理機構を利用した賃借を希望し、機構に「農業上の利用の増進を図ることができない」と判断された農地が、利用意向調査の対象外から除外されることに反対する。 農地を貸したい・売りたい人と、借りたい・買いたい人それぞれの数と面積において、前者が多すぎる現状にあって、誰がいつ借りたり買ったりしてくれるかわからない農地を、毎年手間とお金をかけて整備し続けてくれる所有者は現実少ない。 遊休農地を減らすための改正とは思いますが、所有者の多くは高齢化しており、「自分で整備が出来ないから、どうせ毎年お金をかけて整備の依頼をしなければならないのなら税金が上がってもよい」という考えを持つ方も多く、今回の改正が問題の根本解決に繋がるとは思えない。 意向調査の除外対象を減らすより、むしろ農地利用最適化推進委員（及び農業委員）の遊休農地の解消活動を強化するべきではないか。地域の委員が直接所有者と話をすることの方が、農業委員会から毎年通知を出すよりも、実効性が高いと思われる。 また、一度遊休農地となった農地について、毎年農業委員会から意向調査を出し続けることは、現実として遊休農地が増え続けている現在、農業委員会の事務負担が毎年増大していくことも意味している。 B分類となった農地も、虫食い状態に存在したり青地であったりする場合があり、一筆ずつすぐに非農地化できるという訳でもないため、A・B分類両方の遊休農地すべてに通知を出すとなると、本市の場合では該当の筆数だけでも現在の200倍を超える。 現在進められている利用状況調査の調査用紙様式変更に伴うものだけでも、大幅な事務量の増加が予想されているのに、その上規則が改正案のように改正されるとなると、通知の発送作業等も加わり、農業委員会の事務的負担は膨大なものとなる。 加えて、施行が令和3年4月1日というのも性急すぎると考える。所有者への周知期間を一定期間取ると同時に、農業委員会で急激に増えると思われる郵便料等の予算要求を考えても、施行までに1年は期間をとるべきではないだろうか。 今回の規則改正では、農業委員会の事務負担が大きくなるだけで、肝心の遊休農地解消への実効性は薄いと言わざるを得ないため、改正には反対する。	○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ない」と農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。
29	利用意向調査については、毎年調査する必要はないと考えます。なぜなら、毎年調査をしても、利用の意向が変わるとは思えないからです。一度、中間管理機構を利用しても良いという意向であれば、その後もその意向は変わらないと思います。また、すでに分かっていると思われる調査を何度もすることは、無駄な事務量や支出も増えるので得策ではないと考えます。	○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ない」と農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。

30 当村が所管する地域は山梨県富士東部に位置する中山間地域です。地形的に平たんな農地は少なく、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地も少ない状況です。多くの農地が、山間部に接しており、有害鳥獣（イノシシ、シカ、ハクビシン等）の被害が絶えず、近年では平地にまでその被害がおよんでおり増加傾向にあります。また、営農者の高齢化により、遊休農地も年々増加している状況です。農地法第2条の2の「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」とありますが、今回の一部改正により「農業上の利用の増進を図ることができないと農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除し、毎年、意向調査し、農地の現状を把握できたとしても、遊休農地の発生を解消することは出来ないと思われます。また、各市町村が調査対象地の関係者を把握し発送する際に、所有者が亡くなり、連絡先不明の農地が多く見られるため、発送に関する事務量が多くなりますが、そのための人員や予算の確保も急な改正で難しいと思われます。さらに、意向調査の対象者からすると、毎年同じ調査をしたからといって、遊休農地の解消に繋がる見込みは難しく、苦情等が大変多くなると予測され、窓口や電話での対応が煩雑となります。以上の観点から、今回の規定の削除については、強く反対します。	○ 農地バンク法の5年後見直しにより関係機関が一体となって、人・農地プランの見直しを行っている中で、「農業上の利用の増進を図ることが出来ない」と農地中間管理機構が判断したもの」及び「受け手が見つからないため農地中間管理権に係る賃貸借等が解除されたもの」を利用意向調査の対象としないことは、基盤整備の実施等その後の事情の変化があってもその後の遊休農地の有効利用につながっていない現状があります。 ○ こうした現状を踏まえ、調査の対象としない農地を、災害などやむを得ない場合に限定し、用途が定まるまでは原則調査の対象とし続ける旨の見直しを行うこととしております。
--	---